

## B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-26	総務省	E 製造業	131	説明文	小分類131-家具製造業定義文中の「つい立」と「1391 その他の家具・装備品製造業」定義文中の「事務所用つい立」の違いをお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。	第6回	経済産業省	「131 家具製造業」の説明文中の「つい立」の表記を削除する。 また、家具と装備品の定義を明記する。	「つい立」は、現行の産業分類では、「131 家具製造業」、「1291 事務所用・店舗用装備品製造業」、「1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ製造業」に記載があるが、備え付けの家具と言うよりは壁や窓に関連する細分類1392の装備品などに近いと考えられるため。
B-118	総務省	R サービス業 (他に分類されないもの)	9221 9229	説明文	「9229 その他の建物サービス業」ビル以外(例えば工場や分類上建物と同様に扱う電車、船舶、航空機)を対象として、清掃、保守、機器の運転を行っている事業所の分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第8回	事務局 (厚生労働省) (国土交通省)	鉄道車両、船舶、航空機等の清掃を請負っている事業所が本分類に含まれることを明確化するため小分類922の名称を「建物等維持管理業」に修正し、細分類9229の名称を「その他の建物等維持管理業」に修正する。 また、9221及び9229の説明文の表記を一部修正し、9229の説明文には上記が含まれることが明確に読めるように修正した。 さらに、内容例示に「船舶清掃業」を追加する。	鉄道車両、船舶、航空機等の清掃は床磨きやガラスふきなど建物に対して行われる清掃と類似した活動が行われていることから、同分類に含めるものと考えられる。このことを明確にするため、小分類・細分類名称及び説明文を修正し、内容例示に「船舶清掃業」を追加する。 また、鉄道車両、船舶、航空機等の保守や機器の運転等に伴い修理を行う事業所は大分類E-製造業の中分類31-輸送用機械器具製造業に分類される。 なお、工場については本分類の「建物」に含まれることから明記しない。